

令和2年12月

上天草市農業委員会会議録

令和2年12月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年12月10日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画（案）について
日程第5 議案第3号 非農地通知交付申請について
日程第6 議案第4号 上天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集について
日程第7 報告第1号 形状変更届について
日程第8 報告第2号 許可不要転用届の受理について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

（事務局）

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 囑託 山下 久美

1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまより、令和2年12月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は12月の総会ということで、皆さん方、大変ご多忙の中にご出席をいただきまして開催できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

令和2年ももうすぐ終わるわけでございますけれども、本年は皆さん方もご承知のとおり、新型コロナによって厳しい年でもありました。そしてまた、7月4日の集中豪雨で、球磨人吉地方で甚大な被害を受けた年でもあったわけでございます。1年を振り返りながら、そしてまた来年に新しい希望を見つけていかなければならないんじゃないかならうかと思っております。きょうの総会、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速開会をいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

本日の議事録署名委員の指名を行います。7番、岩崎委員、8番、源委員、よろしくお願いをいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第5条第1項の規定による承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号1番と番号2番は同一案件のため併せて説明します。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、1番が、大矢野町中地区字□□□△△△△番△△外1筆、地目は田1筆、畑1筆、合計面積248㎡です。

2番が、大矢野町中地区字□□□△△△△番△△外2筆、地目は田2筆、畑1筆、合計面積117.06㎡です。1番と2番の合計面積は365.06㎡になります。

申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～4ページのとおりで、直線距離で○○○○から南東の方向、約2.1kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は、1番の土地購入費△△△万△△△△円、建築費△△△△万円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま。権利の種類は、1番が売買による所有権の移転、2番が贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は雨水樹を設置し、既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽により処理後、既設側溝へ排水するとのことです。被害防除については、境界に土留めコンクリートブロックを設け、隣接地に土砂の流出を防ぎ、近隣に迷惑がかからないよう十分注意するとのことです。完成後も通風、日照等に問題はないと思われま。事業に際しては十分注意し、万が一争議が生じた場合には、申請人が誠意を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山田）

説明の前に私の入院・通院に際し、皆様にいろいろご心配とご迷惑をおかけしましたことをこの場をかりて厚くお礼申し上げたいと思います。

それでは、議案第1号の1番、2番につきまして説明いたします。今、詳細につ

きましては事務局のほうから詳しく説明ありましたけれども、この土地につきましては、平成24年から順次ですね、分筆、売買をずっとやってきた土地でございます。やっと最後の残りの一画ということになりました。問題ないかと思えますけれども、皆様のご審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい、議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□□△△△△番、地目は畑、面積573㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は5～6ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約0.3kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場で、事業資金は、土地購入費△△万円であり、既に代金を支払われていたので、資金証明書の代替えとして領収書の写しを添付していただいております。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、整地、資材置場の建設については、十分防止対策をとり、周辺地域に被害がおよばないようにし、完成後もガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農業への影響はなく、近隣農地への日照、通風、耕作等への影響もほとんどないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

はい、1号議案の3番について、席番3番の山口が補足説明をいたします。

詳細については事務局より詳しく説明されましたので省略しますが、一筆調査のときは、ここが丘になっておりまして、ここから下の農地を見ていたわけですが、

大分前から資材置場としてありまして、6ページの図面を見てもらいますと分かりますように、この土地の真ん中に、今度売買になった土地がありまして、今までずっと借りて使用されていたそうです。図面で黄色い真ん中の申請地を取り囲むようにして申請者の土地がございます。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号4番から番号11番までは申請人が同じですが、四つに分けて説明します。

まず4番から説明します。議案は2ページになります。

申請人は京都市の法人です。申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□□△△△番外5筆、地目は田、合計面積4,245㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は7～8ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約1.2kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は、太陽光発電設備の建設で、事業資金は建築費△△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に○○○○○○○○が存するため、第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書並びに近隣居住者の同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設水路へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土地造成は最小限にとどめ、土砂の流出等がないようにし、完成後も近傍農地への影響はなく、万が一影響が出た場合は、設置者である申請人が責任を持って対応するとのことです。

補足説明といたしまして、3,000㎡を超える申請であるため、今月21日の常設審議委員会で審議を行う予定です。

次に、番号5番、6番、7番を説明します。議案は3ページになります。

申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□□△△△番外2筆、地目は田1筆、畑2筆、合計面積1,383㎡です。申請場所は番号4番と同じ場所で、詳細は9～12ページになります。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材

置場で、事業資金は土地造成費△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、申請地からおおむね300m以内に〇〇〇〇〇〇〇〇が存するため、第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画及び被害防除方策は、4番と同じため割愛します。

補足説明といたしまして、申請地には近隣農地に水を供給するための水路が通っているため、水路をふさがないように注意していただくことを伝えております。

次に、番号8番と11番を説明します。議案は3～4ページになります。

申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□△△△△番外3筆、地目は田3筆、畑1筆、合計面積1,272㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は13～17ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約13.7kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は、太陽光発電設備の建設で、事業資金は、建築費△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設水路に排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土地造成は最小限にとどめ、土砂の流出等がないようにし、完成後も近傍農地への影響はなく、万が一影響が出た場合は、設置者である申請人が責任を持って対応するとのこととす。

最後に番号9番と10番を説明します。議案は4ページになります。

申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□△△△△番外1筆、地目は田2筆、合計面積1,525㎡です。申請場所は番号8番、11番と同じ場所です。

申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の建設で、事業資金は建築費△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地が譲渡人の農地であるため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画及び被害防除方策は、8番、11番と同じため割愛します。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。
事務局、ちょっと質問ですが、この所有権の移転は無償ですか。

事務局（池林）

無償です。

議長（西岡）

無償で所有権移転するわけですね。はい、分かりました。
それでは、ただいまの4番から11番まで担当委員の説明をお願いします。

9番（松本）

はい、分かりました。1号議案の4番から11番までですね、説明をしたいと思
います。

最初の4番から7番については、10年以上放棄地で、草が生い茂っているとい
うような状況でした。後継者もないということで非常に悩まれていたところ
です。その下の約1町の田を農事組合法人で耕作していますので、事務局より説明が
ありましたように、水路についてはもう少し活かしてほしいという点だけ注意
をしていただくということでお願いをしたいと思います。

8番から11番までは、ここも10何年ぐらい耕作されておらず、水管理もなか
なか思うようにいかない土地で、後継者もないという状況の中で、非常に荒れて
いる状態が続いていました。前の画面にありますように、道向かいがソーラーのは
め付けがあって、きのうちょうど工事に来られていました。このような状況で、太
陽光をしてもらったほうが地域の活性化になるのかなという考え方を持っていら
っしゃいます。どうぞひとつよろしくお願いいいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん
方、ご意見、ご質問ございませんか。

8番（源）

地上権は何年ぐらいですか。

事務局（池林）

20年間です。

8番（源）

20年したらまた更新をするんですね。

議長（西岡）

地上権の設定を20年にしてあれば、20年過ぎたならまた更新をする必要があ
ります。所有権の移転の分はそのままですけど。
ほかにございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、ただいまの件につきましては、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして12番、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい、議案第1号、番号12番です。議案は4ページになります。

申請人は龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道地区字□□△△△△番△△、地目は畑、面積22㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約23.4kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は共同墓地の拡張で、事業資金は土地購入費△△万円、建築費△△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に〇〇〇〇〇が存するため、第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、近隣住民の同意書及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、盛土、切土もほとんどなく、土砂の堆積や崩壊の恐れもないので、被害は発生しないと考えられます。

補足説明といたしまして、墓地の申請であるため、生活環境課の申請状況を確認するために、生活環境課に提出した墓地申請書の写しを添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

10番（森）

1号の12番につきまして、席番10番の森が説明いたします。

画面を見てもらうと分かるように、右側が全部、20基ほど墓地が建っています。数年前からここに墓地が建って、あの一画だけが残っているような形で、そこを今回、申請されました。

この地主さんは、県外に長年おられてこちらにいないということで、全て代筆さんが管理をしております。周りに田も畑もなく、旧〇〇小学校に行くところの裏側にあたるところで、別に何ら問題はないと思います。どうかよろしくお願いします。

議長（西岡）

どうもありがとうございました。ただいま12番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農用地利用集積計画(案)について

議長 (西岡)

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するため審議を求めます。ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 (塩田)

はい。議案第2号農用地利用集積計画(案)、貸借権設定について説明いたします。議案は5ページから7ページになります。今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が2件、新規設定の計画が1件となっております。

はじめに、議案6ページ、番号1番及び番号2番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、利用目的、借賃設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。議案7ページ、番号3番、土地の所在、松島町教良木字□□、地番△△△番△、登記簿地目は畑、面積は1,115㎡です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間です。利用権の設定をする人3名、利用権の設定を受ける人3名、利用権設定面積合計は5,298㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長 (西岡)

はい、ありがとうございました。

それでは磯田委員、議事参与の制限により、退室をお願いいたします。

(6番 磯田委員 退室)

議長 (西岡)

ただいま、議案第2号につきまして説明が終わりましたがけれども、皆さん方のご意見を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、原案どおり承認することに決定いたします。

(6番 磯田委員 入室)

議案第3号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号非農地通知交付申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は9ページになります。

申請人は、東京都日野市の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦地区字□□△△△△番外1筆、地目は畑1筆、田1筆、合計面積は2,344㎡です。今回の申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約1.6kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については、当該農地の大部分が山中にあるため、道側から見える範囲での確認となりますが、映像のとおり雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上となります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

はい。推進委員の藤川が議案第3号の1番について説明いたします。

図面の20～21ページをご覧ください。15、6年前は申請人の祖母が耕作されていたそうです。祖母が亡くなってから現在に至っております。申請人の方は息子さんです。現在は東京の会社で仕事をされているそうです。今後、帰ってきても山林化しているために耕作は無理なので非農地申請の審議をお願いしたいということです。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 上天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号、上天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行うことについて。委員の死去に伴い1名が欠員となっていることから、「上天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則」に基づき、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行うことに審議を求めます。

ということで、事務局のほうから欠員補充の必要性について説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案について説明いたします。

現在欠員となっている農地利用最適化推進委員について、上天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則に基づき、委員の推薦及び募集を行うことについて審議を求めるものです。

議案の2ページ目をご覧ください。まず、欠員募集を行う根拠になります。規則第10条で、推進委員について、解雇、失職及び辞任等により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない、と定められていることから、今回欠員の募集を行うものです。

次に、募集の詳細についてご説明いたします。資料は各庁舎の掲示板で公示する案を印刷しています。基本的には、令和2年3月の定例会議の時と同じですが、今回は欠員1名の募集で、担当地区は維和、委嘱期間は前任者の残任期間である令和3年3月1日から令和5年3月30日までで、令和3年3月分の報酬は月割り分で支給されることとなります。

農業委員会等に関する法律によって、委員の募集期間はおおむね1カ月程度と定められていることから、令和2年12月21日から令和3年1月22日までの33日間としています。担当地区は維和ですが、推薦及び募集は広く周知する必要がありますので、各庁舎の掲示板で公示を行うとともに、区長便の班回覧、ホームページ等で公告と応募書の配布を行います。1月22日の募集期間終了後、直近の令和3年2月の総会開催に併せて、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規定に基づく候補者評価委員会を開催し、候補者を決定するとしています。委嘱期間は、令和3年3月1日からですが、委嘱状の交付は3月10日の総会で行うこととしています。

以上が委員の推薦及び募集についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま、農地利用最適化推進委員の欠員に伴う推薦及び募集の説明がございましたけれども、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。詳細については後ほどしますけれども、まず総会において募集をしますという決議を行って、それから募集をするわけです。

1 番（蓮田） 定員があるだけしておかないと。

議長（西岡） まだ期間もあと 2 年残っておりますし、皆さん方のご意見、いかがですか。

3 番（山口） まだ 2 年もあるから、募集したほうが良いと思います。

議長（西岡） ただいま、山口委員の募集したほうが良いというような意見でございますけれども、皆さん方いかがですか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、欠員につきましては、募集を行うということで決定をいたしたいと思います。

なお、募集要項につきましては、ただいま事務局のほうから説明がございましたので、それに従って募集を行うということでよろしいですか。

（異議なし の声あり）

報告第 1 号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡） 続きまして報告第 1 号、形状変更届の受理について、次のとおり受理したことを報告するというので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

説明の前に今回、形状変更届が総会の直前になってしまいましたので、担当委員及び会長には急遽の現地確認にお付き合いいただき本当にお世話になりました。

議案の説明に入ります。報告第 1 号、番号 1 番です。議案は 10 ページになります。

届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番△外 1 筆、地目は田 2 筆、合計面積 1, 767 m²です。

今回の申請場所は、図面 1 ページ⑦、詳細は 22～23 ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約 2km のあたりに位置しています。届出理由は、大矢野総合体育館の整備に係る公共事業により発生する残土を搬入後、隣接地である当該農地の所有者が花木等を栽培することにされたため、今回の届出となりました。

搬入後は花木等を栽培予定とのことで、作付け開始予定は令和 3 年 9 月からとのこと。当該農地に隣接する農地はなく、各行政区の担当範囲からも外れているため、今回農地等は求めず、当該事業の担当職員へ、隣接する水路へ土砂等が流出

しないように対策をとるように要請しています。議案の説明は以上となります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

7 番（岩崎）

報告第 1 号の 1 番につきまして、7 番の岩崎が説明をいたします。

今回は急遽連絡があり見に行ったわけです。スポーツ公園の土を全部入れ替える工事です。農地の下は山林になっているんですけども、木は切っておりましてかなり広い場所でございます。申請人は花を作っておられますので、花木を植えられるそうです。よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま報告第 1 号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、報告第 1 号につきましては、報告どおりといたします。

報告第 2 号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第 2 号、許可不要転用届の受理について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。報告第 2 号、番号 1 番です。議案は 11 ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△、地目は田、面積 888㎡のうち 25㎡です。申請場所は図面 1 ページ⑧、詳細は 24～25 ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約 2.3km のあたりに位置しております。

申請理由は農業用倉庫の建設です。申請人が所有する農地に建設されます。先月の 20 日に申請人と会長と事務局長と自分で現地確認を行いました。隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しており、既に 100㎡ほど埋め立ててありましたが、特に問題はないと思われ。報告は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいまの件につきましては、急を要するというので、私と事務局と現地確認を行いましたけれども、ただいま事務局の説明どおり、何ら異常はないものと思われ。皆さん方、何かご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、報告第2号につきましては、報告どおりといたします。
以上をもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたしました。皆さん方のご協力まことにありがとうございました。

事務局のほうから何かございましたらお願いをいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時45分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年12月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>西岡光雄</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>岩崎國重</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>源義通</u>